



令和6年3月19日  
仙台市環境局

## 「温室効果ガス削減アクションプログラム」における 第二計画期間（第一年度）提出計画書取りまとめ結果について

本市では、市域の温室効果ガス排出量の約6割を占める事業活動からの排出を削減するため、「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、事業者と市が協働し計画的な温室効果ガス排出削減を目指す「温室効果ガス削減アクションプログラム」を令和2年4月から運用しています。

この度、第二計画期間（令和5～7年度）における第一年度（令和5年度）に提出された「事業者温室効果ガス削減計画書」（以下「計画書」という。）を取りまとめましたのでお知らせします。

### 1 第二計画期間（令和5年度）の参加事業者数

- ・ 特定事業者：90者（90事業所）
- ・ 一般事業者：132者（543事業所）

（参考）第一計画期間の参加事業者数

- ・ 特定事業者：92者（92事業所）
- ・ 一般事業者：83者（219事業所）

### 2 温室効果ガス削減量

#### (1) 特定事業者

制度参加を義務付けている特定事業者による目標年度の温室効果ガス排出量（令和7年度）は約211.5万トンで、基準年度（令和4年度）に比べて約0.1万トン（0.05%）削減する計画となっています。

部門別では産業部門で約3.8万トン（2.4%）増加しています。これは製造事業者において、会社全体での排出削減を図るため、高効率設備を有する仙台市内の事業所に生産の集約が行われ、排出量が大きく増加することによるものです。業務部門では約3.7万トン（8.0%）、運輸部門で約0.2万トン（2.6%）削減する計画となっています。

表 1 特定事業者による第二計画期間（令和 5～7 年度）の温室効果ガス削減量（計画値）

部門	事業所数	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)		温室効果ガス削減量 (単位：万トン-CO2)	
		基準年度排出量 (令和 4 年度) (A)	目標年度排出量 (令和 7 年度) (B)	削減量 (A - B)	削減率 (基準年度比) (%)
合計	90	211.6	211.5	0.1	0.05
産業	27	158.3	162.1	-3.8	-2.4
業務	50	46.9	43.2	3.7	8.0
運輸	13	6.3	6.1	0.2	2.6

※四捨五入のため合計値及び削減率が合わない場合があります。

(2) 一般事業者

制度参加が任意となる一般事業者による目標年度の温室効果ガス排出量（令和 7 年度）は約 12.6 万トンで、基準年度（令和 4 年度）に比べて約 0.66 万トン（5.0%）削減する計画となっています。

部門別では産業部門で約 0.04 万トン（2.9%）、業務部門で約 0.56 万トン（5.5%）、運輸部門で約 0.06 万トン（3.5%）削減する計画となっています。

表 2 一般事業者による第二計画期間（令和 5～7 年度）の温室効果ガス削減量（計画値）

部門	事業所数	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO2)		温室効果ガス削減量 (単位：万トン-CO2)	
		基準年度排出量 (令和 4 年度) (A)	目標年度排出量 (令和 7 年度) (B)	削減量 (A - B)	削減率 (基準年度比) (%)
合計	543	13.28	12.62	0.66	5.0
産業	34	1.51	1.47	0.04	2.9
業務	490	10.17	9.61	0.56	5.5
運輸	19	1.60	1.54	0.06	3.5

※四捨五入のため合計値及び削減率が合わない場合があります。

### 3 排出削減に向けた取り組み

事業者から提出された計画書における主な排出削減の取り組みは、次のとおりとなっています。

#### 【産業部門】

- 再生可能エネルギーの導入
- 照明設備、生産設備（ボイラー、電動機等）を高効率機器へ更新
- 重油からガス燃料へのエネルギー転換
- 生産設備の効率的な運用の徹底（燃焼効率や蒸気圧力の最適化等）
- エネルギー消費機器管理台帳の整備、エネルギー使用量の見える化

#### 【業務部門】

- 再生可能エネルギーの導入
- 照明設備、空調設備を高効率機器へ更新
- 窓の断熱性向上
- 再エネ電気メニューの選択
- エネルギー使用量の見える化

#### 【運輸部門】

- 環境性能の良い車両の導入
- 事業間連携による効率的な輸送の推進
- 効率的な自動車運用のためのシステム導入
- エコドライブの管理徹底

### 4 今後の取り組みについて

外部専門家とともにアクションプログラム参加事業者への訪問を行い、温室効果ガス排出削減につながる助言を行うなど、さらなる削減に向けた取り組みを後押しします。

また、令和6年度は、中小企業者等の幅広い参加を促すため、新規創業者を対象に加え、省エネ設備の導入支援を拡充するほか、主に小規模事業者を対象に、脱炭素の取り組みの必要性や自社の温室効果ガス排出量の把握方法、エネルギーコスト削減等のメリットを分かりやすく学んでいただくためのワークショップを商工会議所等と連携して開催します。

担当：環境部地球温暖化対策推進課推進係

TEL：022-214-8232